

議案第 4 7 号

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ
る。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据
置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセ
ント以内であつて規則で定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する
ものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還の方法によるもの」を「、半年賦償還又は月賦
償還」に改め、同条第 2 項中「前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦
償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則」を「償還方法は、元利均等
償還の方法」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1
条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 1 4 条及び第 1 5 条の規定は、平成
3 1 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護
資金の貸付けについて適用する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る規
定を改めたいので、この案を提出するものである。